

検討課題2. 発信者情報開示請求への対応の合理化 （意見照会の在り方）に関する論点について

令和8年9月7日
事 務 局

1. 令和3年改正で創設した裁判手続の実効性確保

- 提供命令の実効性確保
- 手続の更なる合理化・迅速化による発信者特定の不奏功の回避
 - 提供命令の迅速な履行を図るために運用面・制度面からどのような対応策が考えられるか。
 - プロバイダの多層化等による手続の長期化について、手続の迅速化・円滑化のために考えられる事項はあるか。
 - その他、令和3年改正で創設した裁判手続について、発信者の正当な権利利益等にも配慮しつつ、より円滑な被害者救済を図るためにどのような対応策が考えられるか。

2. 発信者情報開示請求への対応の合理化

- プロバイダの手続への関与の在り方の合理化
- 開示請求件数の増加に伴うプロバイダの負担軽減
 - 必要なプロバイダの主張立証の機会を確保しつつ手続の合理化を図るためにどのような対応策が考えられるか。
 - その他、プロバイダによる発信者情報開示請求への対応の円滑化の観点から、プロバイダの発信者情報開示請求手続への関与の在り方や負担軽減について、どのような対応策が考えられるか。

3. 手続の過程で得た情報の適切な取扱い

- 手続の過程で得た情報を用いた新たな権利侵害の発生の防止
 - 新たな権利侵害の発生の防止の観点から、発信者情報開示請求の請求者及び発信者それぞれの情報の取扱いについて、どのような対応策が考えられるか。

【意見照会の省略・簡略化について(議事概要(抜粋))】

- P2Pファイル共有ソフト事案についてということですが、発信者への意見照会完了前に裁判所にて発信者情報開示命令が出るようなケースもありまして、そういったことも踏まえまして、発信者への意見照会省略を可能とする整理についても、本ワーキンググループにて是非ご検討いただきたいと考えております。(株式会社NTTドコモ、ドコモビジネス株式会社・第3回)
- P2Pの場合は誹謗中傷とは異なりまして、真実相当性を争うことはないのではないか、つまり、意見照会を省略することによる不利益は生じないのではないかと考えます。実態として、意見照会を行った場合であっても、それによりまして裁判所の判断が覆ることがほとんどないということから、意見照会を不要とすることには一定の合理性があるのではないかと考えます。ただしこの場合、懸念点及びその回避策ということで、当然発信者の方からは、本人の同意なしに勝手に開示されたということになりますと、当然損害賠償訴訟を受けるリスクを私どもが負うことになります。したがって、この省略による訴訟のリスクを回避することを担保するための環境整備を整えていただくことを、1つ要望させていただいております。(KDDI株式会社・第3回)
- このまま負担が増大し、アクセスプロバイダの工夫によって対応できる範囲を超えると、発信者情報開示請求制度自体の持続が困難となり、被害者救済に影響が生じるのではないかと危機感を抱いております。そのため表現の自由の問題がなく、事件の結論を左右しないP2P案件における意見照会の省略について、早急に整理をいただくことをお願いいたたく存じます。(ソフトバンク株式会社・第3回)

【コンテンツプロバイダによる意見照会の在り方について】

- 意見照会は法律で定められているわけなのですが、少なくとも国外事業者においてはやっていないところが多いと思います。(中略)意見照会を行うことで、発信者による自主解決の可能性があるので、少なくとも大規模プラットフォーム事業者については、これを義務とすべきではないかと思っております。現状でも義務となっているわけですが、義務を果たすサンクションを入れるべきではないかと思っております。(中略)意見照会について、どの段階でされているのか分からず、裁判であることが分かるとしても事件番号が分からない結果、記録の閲覧謄写ができないといった問題が生じています。意見照会でどの事件についてこの開示がされているのかということが分かれば、氏名秘匿手続を用いて発信者側に利害関係参加をするという余地もありますが、そういう余地が現状だと潰されているということになっております。加えて、申立ての途中で権利侵害の理由が変わる場合に、意見照会をされていないのが通常かと思うのですが、発信者側としては反論の機会が失われているということになり得るので、このあたりをどう考えるのかということも1つの課題かと思っております。(清水構成員・第2回)

検討課題（第1回）

2. 発信者情報開示請求への対応の合理化

- プロバイダの手續への関与の在り方の合理化
- 開示請求件数の増加に伴うプロバイダの負担軽減
 - 必要なプロバイダの主張立証の機会を確保しつつ手續の合理化を図るためにどのような対応策が考えられるか。
 - その他、プロバイダによる発信者情報開示請求への対応の円滑化の観点から、プロバイダの発信者情報開示請求手續への関与の在り方や負担軽減について、どのような対応策が考えられるか。

検討の論点

- 契約者情報を有するプロバイダの迅速な特定を図りつつ、主張立証の機会を必要とするプロバイダに対して当該機会を確保する対応の検討が必要ではないか。具体的には、どのような対応が考えられるか。
- 発信者情報開示請求への対応に当たり、プロバイダに生じる負担の分担について検討が必要ではないか。その上で、具体的には、どのような対応が考えられるか。
- 発信者に対する意見照会の在り方についての検討が必要ではないか。具体的には、どのような対応が考えられるか。

○ 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成13年法律第137号)

(開示関係役務提供者の義務等)

第六条 開示関係役務提供者は、前条第一項又は第二項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、当該開示の請求に応じるかどうかについて当該発信者の意見(当該開示の請求に応じるべきでない旨の意見である場合には、その理由を含む。)を聴かなければならない。

2 開示関係役務提供者は、発信者情報開示命令を受けたときは、前項の規定による意見の聴取(当該発信者情報開示命令に係るものに限る。)において前条第一項又は第二項の規定による開示の請求に応じるべきでない旨の意見を述べた当該発信者情報開示命令に係る侵害情報の発信者に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。ただし、当該発信者に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

3・4 (略)

「情報流通プラットフォーム対処法」(総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通適正化推進室、2025年)

1 発信者に対する意見聴取義務(第1項)

- (前略)開示関係役務提供者と発信者との間にあらかじめ有償の役務提供契約が存在する場合は、開示関係役務提供者は民法上当然に善管注意義務を負っていると解され、その場合には本項の定める義務はこのような規定がなくとも負うべき当然の義務であり、本項はそのことを注意的に規定したにすぎないということになる。また、開示関係役務提供者と発信者との間に有償の契約関係がない場合であっても、開示関係役務提供者は、自己の管理するサーバ等の記録媒体等に発信者が情報を記録又は入力したことにより、権利の侵害を受けたとする者から、本請求を受けて発信者のプライバシーや表現の自由、場合によっては通信の秘密にかかわるような情報を開示するかどうかを判断する立場に立たされることになり、発信者との間に一定の社会生活上の関係を有することになるから、条理上、一定の注意義務(自己のものにするのと同じの注意義務)が生じ、その帰結として、開示請求があった場合には、発信者の意見を聴取すべき義務が生じることになると解される。
本項は、以上のとおり、発信者情報開示請求を受けた開示関係役務提供者が契約上、あるいは条理上当然に負うべき義務について、それを明確化するために規定されたものである。本項の義務はあくまで民事上の義務であって、行政罰等によって担保されているものではないが、開示関係役務提供者が本項に定める手続を適切に行わず、そのために発信者に損害が生じた場合には、不法行為等の責任を追及されることとなる。
- (前略)「特別の事情がある場合」とは、例えば、発信者情報開示請求が被侵害利益を全く特定せずに行われた場合等、第5条第1項又は第2項の定める要件を満たさないことが一見して明白であるようなときも含むものである。このような場合には、当該開示請求に関する対応において、特に発信者の意見を確認する実質的な必要性がなく、こうした確認をせずとも発信者の権利利益を不当に侵害することにはならないと考えられるため、本項の義務の対象外とするのが相当であると解される。

- 令和7年11月に、発信者情報開示制度の円滑な運用の実現を図るために早期に着手しうる対策の一環として、開示請求への対応に当たっての考え方等を整理。

○ P2Pファイル共有ソフトの不適切な利用による著作権侵害に係る発信者情報開示請求への対応について (令和7年11月)(抄)

2. 発信者情報開示制度の適切かつ合理的な運用

(1) 意見照会制度の合理的な運用

発信者情報開示請求を受けたアクセスプロバイダは、発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、発信者に対する意見照会義務を負うこととされている(法第6条第1項)。

この点について、意見照会の方法は法令上限定されていないところ、郵送による方法のほか、例えば契約者情報として利用者から申告を受けている電子メールアドレス宛にメールを送付する方法によることも妨げられないものと考えられる。

なお、契約者情報として利用者から申告を受けている電子メールアドレス宛てにメールを送付した場合であって、利用者の申告内容に誤りがある等専ら利用者側の事由により意見照会の連絡が到達しなかった場合であっても、当該事象による不利益は利用者が甘受すべきものであり、アクセスプロバイダにおいて改めて別途の方法による連絡を試みる義務までは負わないものと考えられる。

また、「情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会」が定めるガイドライン^{※11}において、意見照会后2週間程度経過しても回答のない場合には、発信者はこの点に関して特段の主張は行わないものとして扱うこととされているところ、事案の性質等にもよるものの、予め十分な回答期限を明示して意見照会を行った場合において、当該期間を経過しても回答がないときには、意見照会への回答がなかったことを前提として発信者情報開示請求への諾否の判断を行うことは妨げられないものと考えられる^{※12}。

11 情報流通プラットフォーム対処法発信者情報開示関係ガイドライン

<https://www.isplaw.jp/vc-files/isplaw/20250513gaido10.pdf>

12 アクセスプロバイダにおいて契約者との間で個別に調整を行うことは妨げられない。

※下線は事務局が付したもの。

【意見照会の省略・簡略化について】

- 制度の検討に当たっては、契約で意見照会を一定の場合に省略することを認める合意をして、利用規約などに書き込んだ上で手続を進めることが許容されるのか、あるいは、開示請求が認められたことで、開示請求への対応を行うプロバイダが情報の発信者に対して、プロバイダ側の損失を費用負担として請求するということが認められるかといった、取引実務に与える影響に配慮する必要があるのではないか。（大谷構成員・第1回）
- 意見照会の省略等について検討するに当たっては、そもそも何が原則であるかということを確認した上で、前提として現状の仕組みでどこまでの対応が可能かを明確にした上で、一定の事案類型において例外を認めるべきだとすれば、なぜ原則からの逸脱が正当化されるのかを明確にすることが必要である。（中原構成員・第4回）
- 意見照会義務は、発信者と役務提供者との間の役務提供契約における善管注意義務又は条理上の注意義務の表れであるとの位置付けを維持する限り、その義務の重要性に鑑み単純にこれらを免除することは難しいのではないかと。意見照会の実質的な機能に着目すれば、権利侵害ないし不法行為の成立が明らかな事案類型では意見照会を省略することができるという考え方もあり得ないではないと思われるが、そうであったとしても、まず試みられるべきは簡略化の方ではないか。（中原構成員・第4回）

【コンテンツプロバイダによる意見照会の在り方について】

- 一般的な名誉毀損事案では海外のコンテンツプロバイダが意見照会を行っていない例が多く、発信者の意見・背景事情が手続に出てこない問題がある。コンテンツプロバイダが積極的に意見照会を行い、発信者の意見を裁判上明らかにしていくということも考えられるのではないかと。（清水構成員、曾我部主査・第4回）
- コンテンツに関して利害関係を有しているのは、アクセスプロバイダではなくコンテンツプロバイダではないかという問題意識があり、その意味で、意見照会等でもっとコンテンツプロバイダが対応すべきではないか。（上沼構成員・第4回）

意見照会の省略・簡略化について

1. プロバイダにおいて、発信者情報開示請求の要件を満たすことが明白であると判断できる場合についても、「特別の事情がある場合」(法第6条第1項)に該当すると言えるか。発信者に対する意見照会(聴取)義務の保護法益との関係をどう考えるか。
2. 意見照会を省略した場合、発信者に対して何ら通知がないまま審理が進み、発信者情報が開示される場合が生じ得ることについて、どう考えるか。
3. 「1.」の場合において、「特別の事情がある場合」(法第6条第1項)に該当するとプロバイダが判断するに当たり、他にどのような点を考慮する必要があるか。
4. その他、対応の合理化の観点から、発信者への意見照会(方法、期間等)について、どのような対応が考えられるか。

コンテンツプロバイダによる意見照会の在り方について

1. 他方で、令和5年に施行した「民事訴訟法等の一部を改正する法律」により、当事者等が利害関係参加する場合に秘匿の裁判が可能になった(法第17条)ことや、発信者に対して何ら通知がないまま審理が進められる可能性があることも踏まえれば、発信者の利益の保護の観点から、コンテンツプロバイダによる意見照会の必要性は高いと考えられるか。

(※)コンテンツプロバイダは、契約に基づく善管注意義務又は発信者のプライバシーに係る情報を持つ事業者としての条理上の注意義務を負う立場から、発信者に対して意見照会を行う義務があり、意見照会を適切に行わないことにより発信者に損害が生じた場合には、不法行為等の責任が生じる。